

広報とくしま印刷・原稿作成業務仕様書

1 件名

平成31年度広報とくしま印刷・原稿作成業務

2 業務の目的

市民にとって読みやすく親しみやすい紙面づくりを目指し、さまざまな市政情報を掲載する広報紙を作成し、新聞折り込み等により各世帯に配布することによって、市政に対する市民の理解をより一層深めることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

(広報とくしま令和元年7月15日号から令和2年4月1日号まで)

4 委託業務の履行場所

徳島市幸町2丁目5番地

徳島市企画政策局広報広聴課(徳島市役所9階)

5 委託内容

別紙「委託内容詳細」のとおり

6 契約終了時の業務引継ぎ

受託者は、本業務の終了時までには本業務を他の受託者に移行することとなった場合には、必要な措置を講じ、円滑に本業務の引継ぎを行わなければならない。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、市の了解を得なければならない。

(2) 成果品の利用(二次利用等)

本業務による成果品の著作権は市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、点字版広報や市ホームページ・SNSでの配信など、二次的、三次的な利用と、それに伴う再編集作業や納品についても可能なように対応すること。

(3) 機密の保持

受託者並びに業務の再委託を行った場合は、その再委託先(以下、「受託者等」という。)は、

本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受託者等は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、徳島市個人情報保護条例（平成17年3月24日徳島市条例第1号）を遵守しなければならない。